

山口県本人確認情報保護審議会 資料

- 平成 17 年 3 月 -

【資料目次】

| | 頁 |
|----------------------------------|----------|
| 住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況について | |
| 1 これまでの流れ | ----- 1 |
| 2 本県の稼働状況 | ----- 3 |
| 3 住基カードの交付及び住民票の広域交付状況 | ----- 4 |
| 4 本人確認情報の利用状況 | ----- 5 |
| 5 セキュリティ確保対策 | ----- 7 |
| 6 その他 | ----- 10 |

住民基本台帳ネットワークシステムの施行状況について

1 これまでの流れ

| | 山口県 | 県内市町村 | |
|--------|---|-------|--|
| 平成11年度 | 改正住民基本台帳法公布(8月11日) | | |
| 平成12年度 | システム整備のための仕様検討 (県サーバ、市町村CSの仕様等検討) | | |
| 平成13年度 | システムの整備 (県サーバ、市町村CS等の調達) | | |
| 平成14年度 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>8月 住基ネット第1次稼働(8月5日)</p> <p>→ ・住民票コードの通知 ・行政機関における本人確認情報の提供、利用</p> <p>本人確認情報保護審議会の開催(8月30日)</p> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>2月 行政手続等オンライン化関係3法施行(2月3日)</p> <p>・本人確認情報の利用可能事務の拡大(93事務 264事務)</p> <p>・住基ネットを公的個人認証サービスに利用</p> </div> </div> | | |
| | | | |
| 平成15年度 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>6月</p> <p>7月 本人確認情報保護審議会の開催(7月29日)</p> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>住基カード発行手数料等に関する条例制定</p> </div> </div> | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>8月 住基ネット第2次稼働(8月25日)</p> </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <p>→ ・住民票の写しの広域交付 ・転入転出の特例 ・住民基本台帳カードの交付</p> </div> </div> | | |
| | <p>10月 長野県が実施した住基ネットへの侵入実験に関する報道を受け、住基ネットが庁内通信網を経由してインターネットと繋がっている16市町村に対し、10月2日～8日の間、緊急措置として庁内通信網と住基ネットの常時接続を見合わせるよう指示</p> | | |
| | <p>1月 公的個人認証サービス開始(1月29日)</p> <p>・住基カードに秘密鍵・電子証明書を記録</p> | | |

| | |
|---|---|
| <p>平成15年度 3月</p> | <p>住基カード交付の際における窓口での本人確認の厳格化(3月2日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県鳥栖市で他人になりまして住基カードを不正取得した事件が発生したことを受け、窓口で本人証明書類の提示等を求める(総務省通知) |
| <p>平成16年度 8月 11月 1月</p> | <p>住基カードの再交付の際の厳格化(8月9日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基カード紛失による再交付については、警察署に紛失を届け出たことを証する書類等の添付を求める(総務省通知) <p>住基カード交付の際における窓口での本人確認の厳格化の徹底(11月12日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国人女性による住基カードの不正取得事件が発生したことから、交付事務のあり方の再点検及び警察との連携を求める(総務省通知) <p>住基カードの偽造防止対策(1月21日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基カードの表面記載事項(氏名、住所等)が改ざんされた事件が発生したことから、偽造防止対策として氏名、住所等の印刷部分に背景画像が印刷できるよう住基カードの設定を変更(総務省通知) |

2 本県の稼働状況

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の第1次稼働及び第2次稼働時において、県内では大きなトラブル等は発生しておらず、平成16年度においても、関係機器の故障等は生じているが、いずれも速やかに復旧しており、現在まで住基ネットの運用については、おおむね順調に推移している。

また、住基全国センター及び県監視センターにおいて不正なアクセスも確認されていない。

【参考1】機器の故障等一覧

H16.4.1～H17.28

| 原因 \ 故障機器 | ルータ | SW-HUB | ファイアウォール | その他 |
|-----------|-----|--------|----------|-----|
| 停電によるもの | 3件 | 2件 | 4件 | - |
| 台風によるもの | - | - | - | 1件 |
| その他 | - | - | - | 2件 |

さらに、平成16年10月1日には、住基ネット第2次稼働後では初となる周防大島町の住基ネット統合作業があり、作業の遅れなど多少の混乱はあったが、最終的には住基ネット利用制限期間内に全ての作業を終えた。

以降、今日まで市町村合併による住基ネット統合作業は、いずれも大きな問題等なく順調に終了している。

【参考2】市町村合併日及び住基ネット利用制限期間(H16年度)

| 市町村名 | 合併日 | 住基利用制限期間 |
|--------|----------|-------------------|
| 周防大島町 | H16.10.1 | H16.10.1～10.4 |
| 光市 | H16.10.4 | H16.10.2～10.5 |
| 宇部市 | H16.11.1 | H16.10.30～11.1 |
| 下関市 | H17.2.13 | H17.2.11～2.18 |
| 柳井市 | H17.2.21 | H17.2.19～2.23 |
| 萩市 | H17.3.6 | H17.3.5～3.9 |
| 長門市 | H17.3.22 | H17.3.19～3.25(予定) |
| 山陽小野田市 | H17.3.22 | H17.3.19～3.25(予定) |

3 住基カードの交付及び住民票の広域交付状況

(1) 住基カードの交付状況

平成17年1月31日現在、本県における住基カードの発行枚数は4,641枚となっている。また、住基カードの空き領域を利用した市町村の独自利用は、いずれの市町村においても実施していない状況である。

平成15年度

| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年度計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 発行枚数 | 416 | 651 | 298 | 153 | 133 | 149 | 213 | 334 | 2,347 |

平成16年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 年度計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 発行枚数 | 212 | 166 | 195 | 208 | 264 | 216 | 314 | 243 | 224 | 252 | 2,294 |

(2) 住民票の広域交付状況

平成17年1月31日現在、本県における住民票の広域交付の件数は1,711件となっている。

平成15年度

| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年度計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 発行枚数 | 125 | 118 | 102 | 69 | 86 | 119 | 94 | 122 | 835 |

平成16年度

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 年度計 |
|------|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 発行枚数 | 106 | 80 | 86 | 94 | 78 | 107 | 69 | 80 | 86 | 90 | 876 |

4 本人確認情報の利用状況

(1) 県の利用状況

住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第30条の8第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき
- 二 条例で定める事務を遂行するとき

本県における別表第5の事務の利用状況

本県では別表第5に掲げられる32項目（うち1項目は削除）68事務のうち、平成17年1月末現在で14項目23事務について住民票の添付を省略し、住基ネットを使って本人確認を行っている。

平成17年4月1日からは、新たに「消防法による危険物取扱者免状の交付等」及び「大規模小売店舗法立地法による届出」の2項目5事務について、利用を開始する予定であり、これらを合わせると16項目28事務の利用となる。

【参考】利用事務数

平成17年1月末 平成17年4月1日(予定)
14項目23事務 16項目28事務

その他の15項目40事務について

| | |
|---|---------|
| 国規則の改正が行われていないことによる利用不可能事務 | 7項目20事務 |
| 県条例の改正が行われていないことによる利用不可能事務 | 1項目1事務 |
| 本人確認情報を必要としない、又は、本人確認情報のみでは事務処理上不十分であると思われる事務 | 7項目19事務 |

条例で定める事務（以下「県による独自利用」という。）について

滋賀県の調査結果によると、平成16年10月1日現在、県による独自利用を実施している都道府県は6県あり、住基法別表第5に掲げられているもの以外の事務における住民票の添付の省略、あるいは県税徴収、用地買収の際における住所確認等に利用している事例がある。

今後、既に独自利用を実施している都道府県の実態等や他の都道府県の動向、さらには、国の動向や庁内関係課の意見等も踏まえながら、本県における独自利用について調査・研究していきたい。

(2) 市町村の利用状況

平成16年8月8日に行われた山口県知事選挙で、「引き続き県内に住所を有する証明書」の発行事務に利用された。

約2週間の期間において、全市町村が発行した証明書205件のうち、158件が住基ネットを利用して本人確認が行われた。

「引き続き県内に住所を有する証明」とは

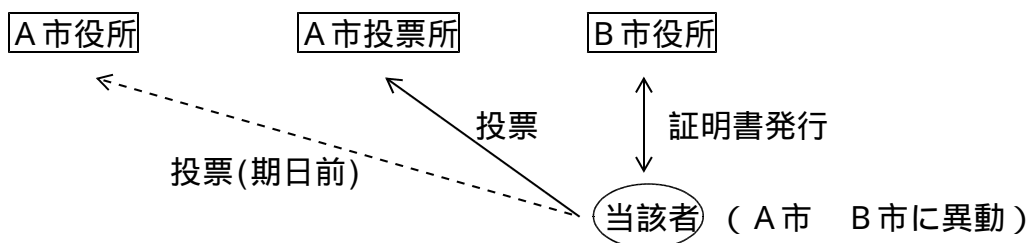
県議会議員又は県知事選挙において、山口県内のいずれかの市町村の選挙人名簿に登録された者が、引き続き山口県内の他の市町村の区域内に住所を移した場合は、現住所地の市町村の選挙人名簿に登録されるまでは、選挙人名簿に登録されている市町村（前住所地の市町村）で投票ができ、その際、現住所地の市町村長は「引き続き県内に住所を有する証明書」を発行することとされている。

公職選挙法施行令の改正（平成15年8月25日施行）により、この「引き続き県内に住所を有する証明書」発行业務に、住基ネットを使うことが可能となった。

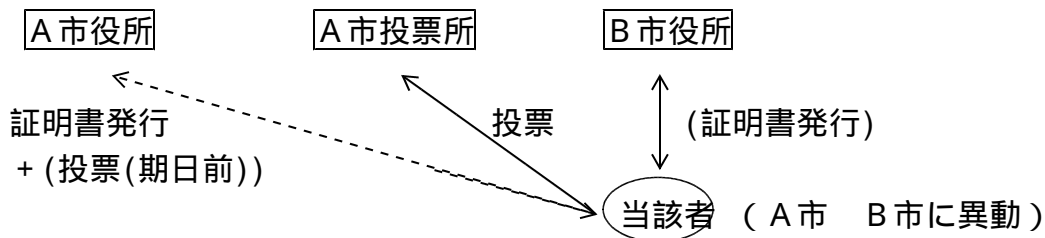
具体的には、従前は、山口県A市から山口県B市に知事選挙前に住民票を異動した者は、まず、B市役所で「引き続き県内に住所を有する証明書」の交付を受け、それを持ってA市役所又はA市投票所で投票していた。

しかし改正後は、当該者はB市役所に行く必要がなく、A市役所において、住基ネットを利用して当該者が引き続き山口県に住所を有していることが確認できれば、直ちに証明書の交付を受け、A市役所又はA市投票所で投票することもできることとなった。

従前



改正後



5 セキュリティ確保対策

(1) 要綱等の整備状況

- ・ 県及び市町村において運用管理要綱、緊急時対応計画の策定(県：14年8月5日施行)
- ・ セキュリティ会議の設置など、セキュリティに対する庁内体制を整備
- ・ システムの障害や不正行為に迅速に対応するための危機管理体制の整備

(2) セキュリティチェックリストによる自己点検

住基ネットシステム及び庁内通信網のセキュリティ状況について、「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」(平成14年総務省告示第334号。以下「技術的基準」という。)に基づき、総務省が作成したチェックリストにより、全市町村がそれぞれ自己点検を実施するよう総務省から通知されている。

平成14年度の第1回から現在まで毎年度実施されており、年々点検項目が増えるとともに、点検内容も細部に渡ってきているが、本県の平均点は徐々に上昇している。

【参考】セキュリティチェックリスト平均点(3点満点)

| | H14年度 (H15.1) | H15年度 (H15.8) | H16年度 (H16.11) |
|------|------------------|------------------|-------------------|
| 県平均 | 2.47点 | 2.75点 | 2.85点 |
| 全国平均 | 2.48点 | 2.82点 | 2.88点 |

(3) 監査の実施

総務省・住基全国センター実施

各市町村がセキュリティチェックリストによる自己点検をする一方で、実際に住基ネットシステム及び庁内通信網のセキュリティが確保されているのか検証し、それらについて改善の助言をするため、総務省及び住基全国センターが監査法人に委託して、自ら希望する市町村に監査(外部監査)を実施している。

現在まで2度実施されており、本県ではいずれも本県の実施枠2団体(1市1町村)全てを活用している。

【参考】総務省・住基全国センター監査

| 実施日 | 市町村名 | 監査法人名 |
|--------|---------|------------------|
| H15.2 | 防府市、豊田町 | あずさ監査法人(旧朝日監査法人) |
| H16.10 | 下松市、和木町 | 中央青山監査法人 |

県実施

総務省・住基全国センター実施の監査は実施枠が少ないことから、それを補完するとともに、監査での指摘事項や改善方法等を研修会を通じて、広く各市町村職員に研修するため、県独自の取組みとして、県が監査法人に委託し自ら希望する市町村に監査（外部監査）を実施している。

平成15年度よりそれぞれ3市町村に対して実施しており、いずれの市町村においても、さらに情報セキュリティの維持・向上にむけて取り組んでいく上での課題及び留意事項が何点か見受けられたが、住基ネットシステムに係る重大かつ緊急性を要する不備及び欠陥は認められなかった。

【参考】県監査

| 実施日 | 市町村名 | 監査法人名 |
|-------|---------------|---------|
| H16.2 | 宇部市、山口市、美祢市 | あずさ監査法人 |
| H17.2 | 岩国市、周南市、周防大島町 | あずさ監査法人 |

(4) 研修会の開催

総務省・住基全国センター共催

上半期に新任市町村職員を対象に、住基ネット運用上留意すべき事項あるいは情報セキュリティ対策等について研修会が開催される。

【参考】総務省・住基全国センター共催の研修会

| 実施日 | 主 な 内 容 |
|-----------|--|
| H15. 5.12 | <ul style="list-style-type: none">・住基ネットシステムの概要及び第2次稼働における業務概要について（総務省）・住基事務処理要領について（総務省）・住基ネットシステムの運用上留意すべき事項について（総務省、住基全国センター）・住基ネットシステムにおける住基カード発行管理操作について（住基全国センター）・セキュリティについて（住基全国センター） |
| H16. 6. 1 | <ul style="list-style-type: none">・住基ネットシステムと電子政府・電子自治体との関係について（総務省）・住基ネットの運用に伴う基本的作業のポイント（住基全国センター）・住基ネットにおける情報セキュリティ対策（住基全国センター）・市町村合併に伴う住基ネット運用上のポイント（住基全国センター） |

県開催

住基ネット第2次稼働前には主に業務概要等の研修会を開催していたが、その後、前回（平成15年7月29日）の本審議会での意見等を踏まえ、市町村における住基ネットのセキュリティの向上に着目した研修会を、県独自に開催している。

総務省・住基全国センター共催の研修会が新任市町村職員を対象に上半期に開催されることから、県では、住基ネットに係る知識も蓄積され、住基ネット業務にも精通した職員を対象に、おおむね下半期に研修会を開催することとしている。

平成15年度は、情報セキュリティ意識を広めるため、対象者を市町村住基担当課職員に限らず、情報担当課職員にも参加を呼びかけ、県実施の監査を市町村に対して行ったあずさ監査法人職員が講師となり、情報セキュリティの基礎及び市町村の対策を、監査結果を踏まえ解説した。

平成16年度の研修では、講師は引き続きあずさ監査法人に依頼し、対象者を日頃から住基ネット機器を操作している各市町村住基課職員に絞り、日常業務におけるセキュリティ対策・意識の向上を目指した。

そのため、新たにグループ討論形式を導入し、研修参加者が事例毎にそれぞれ自ら考え、新たな視点で日常業務を確認するような研修内容とした。

その結果、市町村合併を間近に迎える市町村を除き、おおむねの市町村から参加があり、研修会も今までにない程議論が活発に行われた。

研修後のアンケート結果では「他市町村の状況が聞けてよかった」という意見が多くあった。

【参考】県主催の研修会

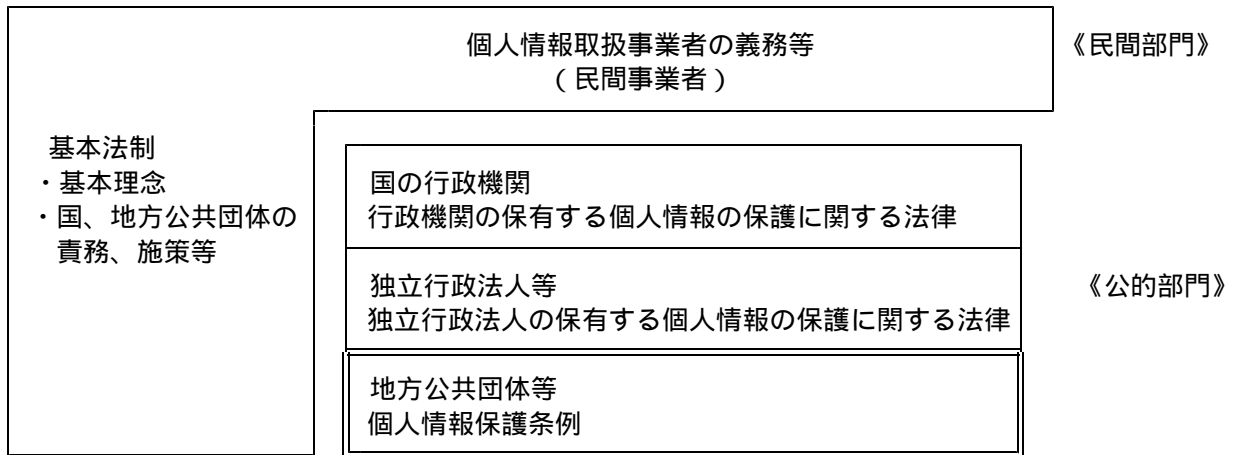
| 実施日 | 主 な 内 容 | 講 師 |
|-----------|---|-----------------------------------|
| H15. 7.25 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次稼働までの事務処理等について ・事務処理要領及び窓口での取扱いについて | 県市町村課 |
| H15.11.12 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護と情報セキュリティの確保 ・セキュリティポリシーの効果的運用とリスク分析・セキュリティ監査 | 総務省 インターナショナル・ネットワーク・セキュリティ(株) |
| H16. 3. 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティの基礎 ・市町村におけるセキュリティ対策 | あずさ監査法人 |
| H17.3. 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティのリスク分析と対応(講習) ・リスク分析事例(演習) ・セキュリティ対策の実際についての討議(演習) | あずさ監査法人 |

6 その他

(1) 個人情報保護法について

平成11年8月18日改正住基法附則第1条第2項等により、早期制定が求められていた個人情報保護法は平成15年5月30日公布され、一部が同日施行されているところ、この度、平成17年4月1日にそれ以外の規定が施行され、同法の全面施行となる。

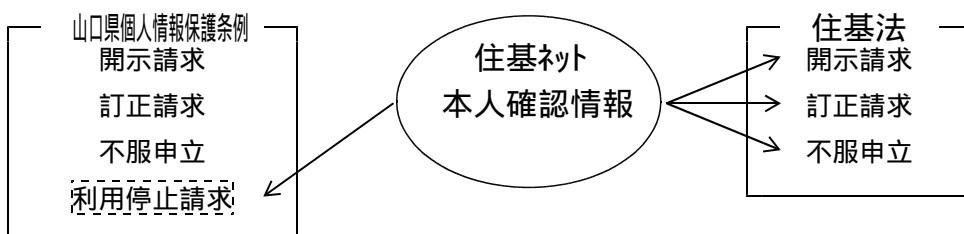
【参考】個人情報保護法の体系イメージ



(2) 山口県個人情報保護条例について

この度、県では、山口県情報公開審査会の建議を踏まえ、山口県個人情報保護条例を見直し、平成17年4月1日から一部施行することとし、その中で、新たに開示請求、訂正請求、不服申立及び利用停止請求権を盛り込んだ。

このうち、住基ネットの個人情報にかかる開示請求、訂正請求及び不服申立てについては、別途住基法で規定されていることから、山口県個人情報保護条例は適用されないが、利用停止請求については住基法に定めがなく、山口県個人情報保護条例に基づき利用停止請求することが制度的には可能となった。



利用停止請求権とは、実施機関による個人情報の取扱いが、利用目的による制限等の規定又は不正な手段により取得されたと本人が認めるとき、その利用の停止、消去又は提供の停止を請求できる権利である。